

四日市市告示第497号

四日市市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年10月11日

四日市市長 森 智 広

四日市市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成14年四日市市告示第388号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査委員会)</p> <p>第10条 市長は、次の各号に掲げる事項について、別に定める職員で構成する会議（以下「審査委員会」という。）に審査又は調査させるものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 審判請求に関し生じた疑義に関する事項</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p>	<p>(審査委員会)</p> <p>第10条 市長は、次の各号に掲げる事項について、別に定める職員で構成する会議（以下「審査委員会」という。）に審査又は調査させるものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p>
<p>(報酬額の助成)</p> <p>第11条 報酬額の助成は、法第8条の規定に基づく成年被後見人、法第12条の規定に基づく被保佐人又は法第16条の規定に基づく被補助人（以下「被後見人等」という。）が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、他に報酬を負担する者がいない場合に限り行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(報酬額の助成)</p> <p>第11条 報酬額の助成は、法第8条の規定に基づく成年被後見人、法第12条の規定に基づく被保佐人又は法第16条の規定に基づく被補助人（以下「被後見人等」という。）が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、他に報酬を負担する者がいない場合に限り行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者

(3) (略)

2 及び 3 (略)

(報酬額の助成の申請)

第 1 2 条 前条第 1 項各号に該当する者が報酬額の助成を受けようとする場合は、四日市市成年後見制度利用支援事業報酬額助成申請書(第 1 号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

2. 前条第 1 項各号に該当する者の死亡後に、その者の後見人等が報酬額の助成を受けようとする場合は、四日市市成年後見制度利用支援事業報酬額助成申請書(第 1 号様式の 2)に、前項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(報酬額の助成の開始)

第 1 4 条 報酬額の助成は、第 1 2 条の規定に基づく申請書の提出があった月の分から開始する。ただし、家庭裁判所による報酬の付与に係る審判があった日の翌日から起算して 6 0 日以内に第 1 2 条の規定に基づく申請書の提出

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者

(3) (略)

2 及び 3 (略)

(報酬額の助成の申請)

第 1 2 条 報酬額の助成を受けようとする者は、四日市市成年後見制度利用支援事業報酬額助成申請書(第 1 号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(報酬額の助成の開始)

第 1 4 条 報酬額の助成は、第 1 2 条の規定に基づく申請書の提出があった月の分から開始する。ただし、家庭裁判所による報酬の付与に係る審判があった日の翌日から起算して 6 0 日以内に第 1 2 条の規定に基づく申請書の提出

があった場合は、当該審判により報酬の付与を開始する日が属する月と、申請書の提出があった日の2年前の日が属する月のいずれか遅い方の月の分から開始する。

があった場合は、当該審判により報酬の付与を開始する月の分から開始する。

第1号様式を次のように改める。

四日市市成年後見制度利用支援事業報酬額助成申請書

年 月 日

（あて先）四日市市長

次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、この申請の決定のために、四日市市が私及び私と世帯を同一にする世帯員の住所、収入、生活保護の受給状況等の必要な情報を調査、確認することに同意します。

申請者 (被後見人等)	住 所	〒 (電話番号： — —)	
	ふりがな 氏 名		
	生年月日	年 月 日生	
代理人 (後見人等)	住 所	〒 (電話番号： — —)	
	ふりがな 氏 名		
	申請者との関係	弁護士・司法書士・社会福祉士・その他（ ）	
後見監督人等の有無		有 ・ 無	
後見人等の種類		後見 ・ 保佐 ・ 補助	
申請理由 (該当番号に○)		1 生活保護法による保護を受けている 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている 3 資産及び収入の状況から上記1に準じると認められる	
振込先金融機関	金融機関名	支店名	種別
	銀行 金庫 農協	支 店 支 所 出張所	普通 当座
	口座番号	口座名義人（申請者名義に限る）	

（添付書類）

- ①成年被後見人等の公的年金等の源泉徴収票、申告書の写しその他の収入を証する書類
- ②収支状況報告書及び財産目録の写し
- ③成年後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し

第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

四日市市成年後見制度利用支援事業報酬額助成申請書

年 月 日

（あて先）四日市市長

次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者（後見人等）	住 所	〒 (電話番号： — —)		
	ふりがな 氏 名			
	生年月日	年 月 日生		
	被後見人との関係	弁護士・司法書士・社会福祉士・その他（ ）		
被後見人等	住 所	〒 (電話番号： — —)		
	ふりがな 氏 名			
後見監督人等の有無		有 ・ 無		
後見人等の種類		後見 ・ 保佐 ・ 補助		
申請理由 (該当番号に○)		被後見人等が 年 月 日に死亡し、被後見人等 が残した預貯金を充当してもなお、報酬額に不足を生じる		
振込先金融機関	金融機関名	支店名	種別	
	銀行 金庫 農協	支 店 支 所 出張所	普通 当座	
	口座番号	口座名義人（申請者名義に限る）		

（添付書類）

- ①成年被後見人等の公的年金等の源泉徴収票、申告書の写しその他の収入を証する書類
- ②収支状況報告書及び財産目録の写し
- ③成年被後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(健康福祉部健康福祉課)